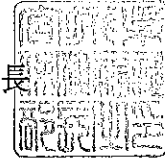




健推第444号
平成30年12月5日

各郡市医師会会長 殿

宮城県保健福祉部長



「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定
について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、平成28年1月1日付けで施行された「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第1項に基づく届出は、県内全ての病院のほか、同条第2項に基づき都道府県知事が指定した診療所が行うこととされています。

法に規定する診療所の指定に関する申請手続きについては、下記のとおりとしますので御承知願います。なお、本通知については、公益社団法人宮城県医師会へも通知しており、県ウェブページにも掲載しておりますので申し添えます。

記

1 対象施設について

本指定は、全国がん登録開始後に原発性がんに係る情報を診療所が当県に届け出るために行われるものであり、原発性がんの診断を行っており、かつ、当該データを定められた方法により届け出ることが可能な診療所を対象とするものです。（法第6条第2項）

2 指定を受けた診療所における義務等について

指定を受けた診療所は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性がんに係る情報を厚生労働省令で定める期間内に届け出なければなりません（法第6条第1項）。また、当該届出に関し資料の提出、説明その他の協力を求められることがあります（法第16条）。

なお、届出を怠った場合及び不相当であると判断された場合は指定を取り消されることがあります（法第6条第5項）。

さらに、当該届け出に従事する者又は従事した者は秘密保持義務があり（法第28条第7項）、違反した場合は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法第55条）。

3 指定期限について

指定期間の制限はなく、同法第6条第4項による辞退又は同法第6条第5項により指定が取り消されるまで継続します。

4 申請方法について

指定を希望する診療所においては、あらかじめ、以下に記載の問い合わせ先へ御相談の上、別添「全国がん登録における指定申請書」を提出願います。(本様式は当県ウェブページにも掲載いたします。)

なお、指定後に、申請した診療所及び貴会に指定の可否を通知します。

5 申請の締切について

平成30年度の指定に係る申請は、平成30年12月27日(木)まで受け付けるものとし、平成31年度以降の指定については別途通知いたします。

なお、指定は各年1月1日付けで行うものとし、年途中には指定を行いません。

6 問い合わせ先

宮城県保健福祉部健康推進課がん対策班

所在地： 980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話： 022-211-2638

E-Mail： kensui-g@pref.miyagi.lg.jp

(参考：がん登録等の推薦に関する法律関係部分)

(病院等による届出)

第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
 - 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
 - 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
 - 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
 - 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
 - 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
 - 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
 - 九 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うに当たっては、診療に関する学識経験者の団体の協力を求めることができる。
- 4 第二項の規定により指定された診療所は、その指定を辞退することができる。
- 5 都道府県知事は、第二項の規定により指定された診療所の管理者が第一項の規定に違反したとき又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適當であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(協力の要請)

第十六条 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務)

(第1項～第6項 略)

第二十八条

- 7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。